

VACUSILL 吸引ボトル

【警告】

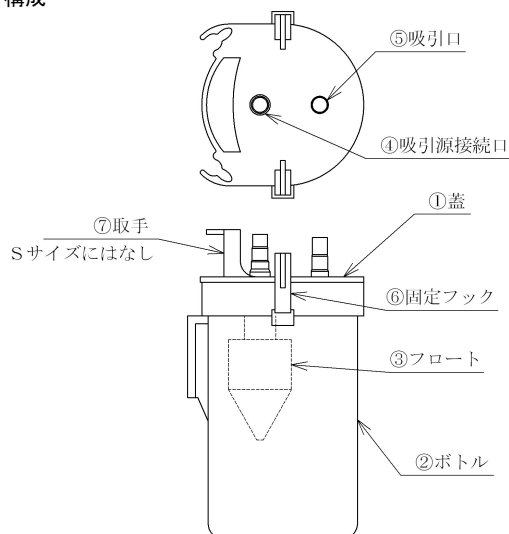
- ・ 破損した機器は絶対に使用しないこと。
[正常な機能や安全を保てなくなります。]
- ・ 改造やご自身での修理は絶対にしないこと。
[正常な機能や安全を保てなくなります。]
- ・ 本器に過剰な外力を加えないこと。
[機器破損の原因となります。]
- ・ 使用前点検は必ず実施すること。
- ・ 保守点検は必ず実施すること。
- ・ 点検で異常の発見された機器は絶対に使用しないこと。
- ・ 滅菌、消毒、洗浄、清掃は、取扱説明書をよく読んでから行うこと。
- ・ 本器はその使用方法について適切な教育を受けた人のみが使用すること。
- ・ 吸引用調整器は、当社製品を使用すること。

【禁忌・禁止】

- ・ 医療用配管設備の吸引以外で使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

1. 構成



＊2. 仕様

サイズ	寸法 (mm)	容量 (L)	質量 (g)
S	φ 105 × 167	0.8	約 270
M	φ 140 × 150	1.3	約 400
L	φ 140 × 355	3.5	約 650

3. 作動・動作原理

医療用吸引配管設備の配管端末器（アウトレット）から導かれた吸引圧力により汚物等の吸引物を吸い込みボトル②内にためる。吸引物の量が一定量を超えると内部のフロート③がその浮力により上昇し、空気の通路を塞ぎ汚物の流入を自動的に停止する。

＊【使用目的又は効果】

主として回復室、病室、手術室等で使用され、医療用吸引配管設備の配管端末器（アウトレット）から導かれた吸引圧力により術後の患者の汚物等の吸引物を吸い込みボトル②内に貯留する。

＊【使用方法等】

使用方法、使用後手入れの詳細については、取扱説明書をご参照ください。

1. 使用方法

- 1) 本機器の蓋①、ボトル②、フロート③を組立てる。
- 2) 本器の吸引源接続口④を吸引圧力調整器（別売）のチューブと接続する。
- 3) 吸引口⑤にお客様でご使用のチューブを接続し、吸引を開始する。
- 4) 使用後は速やかに本器を取りはずして手入れを行う。

2. 使用後の手入れ

- 1) 所定の廃却処理場で吸引物を廃却すること。
- 2) 蓋①、ボトル②、フロート③ならびに周辺部品を洗浄および消毒すること。

3. 使用方法に関連する使用上の注意

- 1) フロート③は必ず取付けて使用すること。吸引した吸引物による吸引圧力調整器の故障や吸引配管設備の詰まりの原因となります。

取扱説明書を必ずご参照ください。

【使用上の注意】

1. 本器と共に収納されている取扱説明書を必ず読んでから使用すること。不明な点があれば取扱説明書で再度確認してから使用すること。
* 正常な機能や安全を保てなくなります。
2. フロート③をはずした状態またはフロート③が動かない状態で使用しないこと。
* 吸引物（体液など）がオーバーフローして吸引圧力調整器の故障や配管を詰まらせる原因となります。
3. ボトル②内の汚物は、ボトル②に記載の最上位線に達するまでに捨てること。
* 吸引物（体液など）がオーバーフローして吸引圧力調整器の故障や配管を詰まらせる原因となります。
4. 使用後は速やかに洗浄すること。
* 吸引物（体液など）が凝固してフロートが作動しなくなります。
5. チューブ類を抜き差しする際、無理な力を掛けないこと。
* 正常な機能や安全を保てなくなります。
6. 使用前には、漏れがないか確認すること。
* 正しく吸引できない原因となります。
7. 本器は採血用吸引器用として、絶対使用しないこと。
* 正常な機能や安全を保てなくなります。
8. ゴム部品は消耗品です。安定した機能を確認するため、キズ、亀裂などがなければ確認するとともに定期的に交換すること。
* 正しく吸引できない原因となります。

*【保管方法及び有効期間等】

1. 保管方法
手入れ後、すぐに使用しないときは、所定の保管場所にて保管すること。
保管場所の条件：温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、いおう分等を含んだ空気等により、悪影響の生じるおそれのない場所であること。
傾斜、振動、衝撃（運搬時を含む）などのない場所であること。
化学薬品の保管場所やガスの発生する場所でないこと。
2. 耐用年数・使用期間
指定の保守・点検、並びに消耗品の交換をした場合の耐用年数：2年（自己認証）
〔使用状況および洗浄、消毒状況などの影響によって部品の劣化度合に差が生じ、場合によっては耐用年数に達する前に交換して頂くことがあります。〕

【保守・点検に係る事項】

保守点検の詳細については、取扱説明書をご参照ください。

* 1. 使用者による保守点検事項

(1) 点検項目

<使用前点検>

- ・ 蓋①、ボトル②、パッキン類等にキズ、亀裂などがなければ。
- ・ フロート③に異常はないか。

<使用中の点検>

- ・ 蓋①、ボトル②から漏れはないか。
- ・ 吸引圧力に異常はないか。
- ・ ボトル内の吸引物が最大目盛まで達していないか。

* 2. 業者による保守点検事項

(1) 点検項目（1年毎）

- ・ 気密不良はないか。
- ・ キズ、破損はないか。
- ・ 目盛等の表示が明瞭か。

3. 部品交換について

本機器は、経年変化を起こす樹脂、ゴムの消耗品で構成されています。劣化、変形が見られた場合は、速やかに販売店へ連絡し交換してください。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

エアウォーター防災株式会社

* 販売業者[代理店]